

## 大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程

平成25年 5 月 8 日

規程第 16 号

改正 平成26年3月24日規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第2号）第14条の規定に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室（以下「分室」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分室は、四国におけるe-knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施の効果的かつ円滑な推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 分室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学連携e-Learning教育支援センター四国との連絡調整に関すること。
- (2) 大学連携e-Learning教育支援の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 大学連携e-Learning教育支援の運営に関すること。
- (4) 大学連携e-Learning教育支援に係る企画・立案に関すること。
- (5) その他大学連携e-Learning教育支援に関し学長が必要と認めたこと。

(組織等)

第4条 分室は、次の者をもって組織する。

- (1) 分室長
  - (2) 分室教員
  - (3) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）
- 2 分室長は、各教育部に属する教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 3 分室教員は、本学教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第5条 分室長及び分室教員の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 分室長は、分室の業務を統括する。

- 2 分室教員及び分室職員は、分室に関する業務を処理する。

(分室会議)

第7条 分室に、第3条に掲げる事項を協議するため、分室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 分室長
  - (2) 分室教員
  - (3) その他学長が必要と認めた者
- 3 会議に議長を置き、分室長をもって充てる。
- 4 議長は、会議を招集する。

5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(議事)

第8条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、会議の結果を、必要に応じて学長又は大学連携e-Learning教育支援センター四国に報告するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 会議は、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 分室の事務は、教務企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、分室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。

2 施行日において、第4条第1項第1号及び第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 大学連携e-Learning専門部会要項

平成25年5月8日

学 長 裁 定

改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1 この要項は、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程（平成25年規程第16号）第10条の規定に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室会議に置く大学連携e-Learning専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校教育学部教務委員会委員長及び副委員長
- (2) 学校教育学部教務委員会委員のうち各教育部から1人
- (3) 地域連携センター所長
- (4) 情報基盤センター所長
- (5) 遠隔教育プログラム推進室長
- (6) e-knowledgeコンソーシアム四国の企画委員及びシステム専門委員のうち本学教員
- (7) 大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室教員
- (8) 教務企画課長
- (9) その他学長が指名する者

(任期等)

第3 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は分室長が指名する者をもって充て、副部会長は委員の互選によって定める。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項等)

第5 専門部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携e-Learning教育支援の実施に係る企画、立案に関する事項
- (2) 大学連携e-Learning教育支援の推進に関する事項
- (3) 大学連携e-Learning教育支援の内容、実施方法に関する事項
- (4) その他部会長が必要と認める事項

(議事)

第6 専門部会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 専門部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(委員以外の者の出席)

第7 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8 専門部会の事務は、教務企画課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年5月13日から実施する。

2 第2第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。